

平成30年1月31日の海上交通安全法改正に伴いまして、同法の適用海域における工事・作業及び工作物設置の適用条文が、

- ・ 航路及びその周辺の海域における工事・作業及び工作物設置の許可申請

第30条      第36条

- ・ 航路及びその周辺の海域以外の海域における工事・作業及び工作物設置の届出書

第31条      第37条

に変更（条ずれ）となりましたので、工事・作業の申請等を行う際には留意して下さい。

海上工事・作業の手引きも読み替えてご利用下さい。